2026年11月17日

各　位

会　社　名　株式会社リアルゲイト
代表者名　代表取締役　岩本　裕
（コード番号：5532　東証グロース市場）
問い合わせ先　取締役　管理本部長　菊池　史哉
TEL. 03-6804-3904

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年11月17日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2026年12月17日開催予定の第18回定時株主総会に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

１．変更の理由

（１）コーポレート・ガバナンスの強化及び意思決定の迅速化を実現するため、監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

（２）当社の事業の現状に即し、事業目的の明確化を図るとともに、今後の事業展開・事業内容の多様化に対応するため、現行定款第２条（目的）について事業目的の追加を行うものであります。

（３）機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、剰余金の配当等を株主総会決議に加えて、取締役会の決議によっても行うことが可能となるよう、変更案第３９条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、併せて内容が重複する現行定款第７条（自己株式の取得）第３項を削除するものであります。

（４）上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

３．日程

定款変更のための株主総会開催日	2026年12月17日（木）	（予定）
定款変更の効力発生日	2026年12月17日（木）	（予定）

以　上

別紙

（下線部分は変更箇所を示します）

現行定款	変更案
第１章　　総　　則	第１章　　総　　則
（商　号） 第１条　（条文省略）	（商　号） 第１条　（現行どおり）
（目　的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 （１）～（６）（条文省略） 【新設】 【新設】 （７）前各号に附帯する一切の業務	（目　的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 （１）～（６）（現行どおり） （７）警備業 （８）有価証券及び信託受益権の取得、保有、管理及び処分 （９）前各号に附帯する一切の業務
第３条～第４条　（条文省略）	第３条～第４条　（現行どおり）
（機関） 第５条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査役 （３）監査役会 （４）会計監査人	（機関） 第５条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査等委員会 【削除】 （３）会計監査人
第２章　　株　　式	第２章　　株　　式
第６条　（条文省略）	第６条　（現行どおり）
（自己株式の取得） 第７条　（条文省略） ２　（条文省略） ３　当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。	（自己株式の取得） 第７条　（現行どおり） ２　（現行どおり） 【削除】
第８条～第１１条　（条文省略）	第８条～第１１条　（現行どおり）
第３章　　株　主　総　会	第３章　　株　主　総　会
第１２条～第１８条　（条文省略）	第１２条～第１８条　（現行どおり）

第４章　　取締役及び取締役会	第４章　　取締役及び取締役会
（取締役会規程） 第１９条　（条文省略）	（取締役会規程） 第１９条　（現行どおり）
（取締役の員数） 第２０条　当会社の取締役は、10 名以内とする。	（取締役の員数） 第２０条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10 名以内とする。
【新設】	２　当会社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。
（取締役の選任） 第２１条　当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。	（取締役の選任） 第２１条　当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
２　取締役の選任及び解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	２　取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
３　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	３　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
【新設】	４　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の解任は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
【新設】	５　監査等委員である取締役の解任は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
（取締役の任期） 第２２条　取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（取締役の任期） 第２２条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
【新設】	２　監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
【新設】	３　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
【新設】	４　補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度

	のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
（代表取締役及び役付取締役） 第２３条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ２　取締役会は、必要に応じて、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	（代表取締役及び役付取締役） 第２３条　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。 ２　取締役会は、必要に応じて、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
（取締役会の招集権者及び議長） 第２４条　（条文省略）	（取締役会の招集権者及び議長） 第２４条　（現行どおり）
（取締役会の招集通知） 第２５条　取締役会を招集するには、会日の３日前までに、各取締役及び各監査役に対してその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。	（取締役会の招集通知） 第２５条　取締役会を招集するには、会日の３日前までに、各取締役に対してその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。
（取締役会の決議方法） 第２６条　（条文省略）	（取締役会の決議方法） 第２６条　（現行どおり）
（取締役会の決議の省略） 第２７条　取締役会の決議の目的である事項について取締役から提案があった場合において、当該事項につき議決に参加することができる取締役の全員が、書面又は電磁的記録により当該提案に同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。	（取締役会の決議の省略） 第２７条　取締役会の決議の目的である事項について取締役から提案があった場合において、当該事項につき議決に参加することができる取締役の全員が、書面又は電磁的記録により当該提案に同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
【新設】	（重要な業務執行の決定の委任） 第２８条　当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
（取締役会議事録）	（取締役会議事録）

第２８条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名を行う。	第２９条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役が記名押印又は電子署名を行う。
（報酬等） 第２９条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第３０条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
（取締役の責任免除） 第３０条　（条文省略）	（取締役の責任免除） 第３１条　（現行どおり）
第５章　　監査役及び監査役会	【削除】
（監査役会規程） 第３１条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	【削除】
（監査役の員数） 第３２条　当会社の監査役は、４名以内とする。	【削除】
（監査役の選任） 第３３条　当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	【削除】
（監査役の任期） 第３４条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	【削除】
（常勤の監査役） 第３５条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	【削除】
（監査役会の招集通知）	【削除】

第３６条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。	
（監査役会の決議方法） 第３７条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	【削除】
（監査役会の議事録） 第３８条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。	【削除】
（報酬等） 第３９条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	【削除】
（監査役の責任免除） 第４０条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第１項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度内において免除することができる。 ２　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、監査役との間で、同法第 423 条第１項の責任を法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。	【削除】
【新設】	第５章　　監査等委員会
【新設】	（監査等委員会規程） 第３２条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
【新設】	（監査等委員会の招集通知） 第３３条　監査等委員会を招集するには、会日の３日前までに、各監査等委員に対してその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮すること

	ができる。 ２　監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。
【新設】	（監査等委員会の決議方法） 第３４条　監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に参加することができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
【新設】	（監査等委員会の議事録） 第３５条　監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名を行う。
第６章　　会計監査人	第６章　　会計監査人
第４１条～第４２条　（条文省略）	第３６条～第３７条　（現行どおり）
第７章　　計　　算	第７章　　計　　算
（事業年度） 第４３条　（条文省略）	（事業年度） 第３８条　（現行どおり）
【新設】	（剰余金の配当等の決定機関） 第３９条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
（剰余金の配当） 第４４条　当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。 ２　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。	（剰余金の配当） 第４０条　当会社は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。 ２　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
第４５条～第４６条　（条文省略）	第４１条～第４２条　（現行どおり）
【新設】	附則

【新設】	（監査役の責任免除に関する経過措置） 1　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 18 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を取締役会の決議によって法令の限度内において免除することができる。 2　本附則は、2036 年 12 月 17 日をもって削除する。